

水稲作付または水張りをしない場合、水田活用直接支払交付金を受けられなくなります！

「5年水張りルール」について

宮津市地域農業再生協議会

令和9年度以降、過去5年間に少なくとも1回は **水稲作付** または **1か月以上の水張り** をしていない農地は、水田活用直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）の対象から **除外されます**。
一度除外されると **二度と対象に戻すことはできません**。

※過去5年間：令和9年度の場合は、令和4年度～令和8年度

水張り年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
—	○	○	○	○	○	×	×	×	×
R4	水稲	○	○	○	○	○	×	×	×
R6	○	○	水稲 または 水張り	○	○	○	○	○	×

○：交付対象、 ×：交付対象外

※ 継続して交付金を受けるには、今後5年に少なくとも一度は水稲または水張りを行う必要があります。（例：R6に水張りした場合は、R11までに再び水張り）

確認してみましょう！

令和4～8年度に水稲作付（加工用米等含む）を行いますか？

はい

手続き不要
(水稲作付年の翌年から5年間は交付対象です。)
裏面(1)を参照

いいえ

令和9年度以降も水田活用直接支払交付金を希望しますか？

はい

1か月以上の水張りが必要
裏面(2)を参照

いいえ

しない場合

令和9年度以降順次、交付対象から除外されます。

※ 一度除外されると二度と交付対象には戻せません。
(畑地化促進事業が活用できる場合があります。
詳しくはお問合せください。)

(1) 令和4～8年度に水稲作付けを行う場合

手続きは不要です。（作付の確認は細目書や現地確認等で行います。）

- ・水稲作付年度の翌年度から起算して5年間は交付対象となりますが、その後も継続して交付金を受けするためには、少なくとも5年に一度は水稲作付（または(2)の水張り）を行い続ける必要があります。

（例：R6に水稲をした場合は、R11までに再び水稲を行う必要があります。）

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水稲、水張り	○	○	○	○	水稲、水張り	○	○	○	○	水稲、水張り	○

(2) 令和4～8年度までに水稲作付けを行わない場合（1か月以上の水張りが必要）

令和8年度までに以下の2点を満たす必要があります。

- ① **水張り（湛水管理）を1か月以上行うこと**
- ② **連作障害による収量低下が発生しないこと**

- ・水張り年度の翌年度から起算して5年間は交付対象となります。
- ・その後も継続して交付金を受けするためには、(1)同様少なくとも5年に一度は水張り（または水稲作付）を行い続ける必要があります。

以下の書類の提出・記録が必要です。

開始前

「水張り実施届出書（様式1）」の提出

… 水張り実施1週間前までに市役所へ提出してください。

水張り実施

- ・ **開始日（入水日）の写真を撮影（注：水張りした後に撮影）**
… 氏名、日付、地番等を記載した紙等が写りこむように撮影
- ・ **1か月以上の水張りの実施（入水日から起算して31日以上）**
…
 - ▶ 水稲同様の水張りを行ってください。（畝間の湛水は認められません。）
 - ▶ ほ場全体で水張りしてください。（ほ場一部の水張りは認められません。）
 - ▶ 天水（降雨や雪解け水など）による水張りは認められません。
- ・ **終了日の写真を撮影（注：水を抜く前に撮影）**
… 氏名、日付、地番等を記載した紙等が写りこむように撮影

※ 水張り期間中、市職員による現地確認を行います。（確認日は通知しません。）

終了後

「水張り実施報告書（様式2）」の提出

… 水張り実施後、速やかに市役所へ提出してください。報告書には水張り開始日と水張り終了日の写真を添付

令和8年度まで

「連作障害確認表（様式3）」の記録・保管

… 令和4～8年度の当該農地の収量等を記録してください。

各様式等はホームページで公開しています。

問合せ先

宮津市農林水産課（TEL：0772-45-1626）

